

品川区都市計画の提案に関する規則

平成 15 年 7 月 14 日

規則第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条の 2 第 1 項もしくは第 2 項または都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 37 条第 1 項の規定による都市計画の決定または変更の提案(以下「計画提案」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(提出図書)

第 2 条 計画提案を行おうとする者は、都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 13 条の 3 第 1 号または都市再生特別措置法施行規則(平成 14 年国土交通省令第 66 号)第 6 条第 1 号の都市計画の素案として次に掲げる図書を区長に提出しなければならない。

- (1) 当該計画提案に係る都市計画を定める区域を明らかにした図面
- (2) 都市計画法その他の法令の規定により当該計画提案に係る都市計画に定めることとされている事項の内容を記載した書類
- (3) 都市計画の提案に係る理由書
- (4) 当該計画提案に係る都市計画を定めた後も都市の環境または機能が確保できることを示した書類(都市の環境または防災、交通、衛生等の都市の機能に支障がないことを示すため特に必要と認められる場合に限る。)

2 計画提案を行おうとする者は、都市計画法施行規則第 13 条の 3 第 2 号または都市再生特別措置法施行規則第 6 条第 4 号に規定する同意を得たことを証する書類として次に掲げる図書を区長に提出しなければならない。

- (1) 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地の区域内の土地の所有権または建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権もしくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)の一覧表および当該計画提案に係る都市計画の素案に同意した土地所有者等の同意の意思を示す書類
- (2) 当該計画提案の対象となる土地の公図の写しおよび土地登記事項証明書ならびに借地権を有する者が当該借地権の目的である土地の上に有する建物の建物登記事項証明書(借地権の登記がない場合に限る。)
- (3) 計画提案に係る土地所有者等に対する説明状況報告書(様式)

3 都市計画法第 21 条の 2 第 2 項の規定により計画提案を行おうとする法人は、当該法人の登記事項証明書および定款または寄附行為を区長に提出しなければならない。

4 第 1 項に掲げる図書は、当該計画提案を受けた日の翌日から、当該計画提案を踏まえた都市計画を定める告示の日または都市計画法第 21 条の 5 第 1 項もしくは都市再生特別措置法第 40 条第 1 項の規定により当該計画提案を踏まえた都市計画を定める必要がないと判断した旨およびその理由の通知をする日まで、閲覧に供するものとする。

(手続の進行状況に関する情報提供)

第 3 条 区長は、当該計画提案に係る都市計画を定める手続の進行状況を考慮し必要と認められる場合は、当該計画提案を行った者に対し、手続の進行状況に関する情報を提供するものとする。

(提案者に対する協力要請)

第 4 条 区長は、計画提案を行った者に対し、第 2 条第 1 項から第 3 項までに掲げる図書以外の図書の提出その他必要な協力を求めることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式
(第2条関係)

計画提案に係る土地所有者等に対する説明状況報告書

年 月 日

品川区長 様

(報告者) 住 所

氏 名

電 話 ()

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名)

品川区都市計画の提案に関する規則第2条第2項第3号の規定により、計画提案に係る土地所有者等に対する説明の状況を下記のとおり報告します。

記

1 提案する都市計画の案の概要

- (1) 都市計画の種類
- (2) 都市計画を定める区域

2 土地所有者等に対する説明の状況

- (1) 提案する都市計画の案に関する説明会を開催した場合の開催状況

開催年月日	年 月 日
開催の通知等を行い、説明会への参加を周知した地区とその地区を設定した理由	開催対象地区 : 当該開催対象地区を設定した理由 (右のア、イまたはウいずれかに○を付けてください。) ア 都市計画を定める区域 イ 都市計画の影響の及ぶ地域 ウ その他 ()
開催の周知方法	
参加人数	人
意見陳述者数	人
陳述のあった意見の要旨とそれに対する対応	

- (2) 提案する都市計画の案を説明会以外の方法で周知した場合の方法とその状況

--

注1 説明会の開催とそれ以外の方法による周知を併用した場合は、(1)(2)の両方に記入してください。

- 2 上記表中に書ききれない場合は、別紙に記述して添付してください。
- 3 説明会等で配布した資料を添付してください。